

岩手県地方創生起業支援金 公募要領の変更点について
 新旧対照表及び変更理由 (※変更箇所のみ記載)

(別紙1) 支給対象経費の例 (※対象外となる経費の例)

変更前	変更後
<p>(3) 設備費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗・事務所の開設に伴う内装・外装工事費 (※住居を兼ねる場合は店舗・事務所占有部分に係るもののみ) ○ 機械装置、工具、器具、備品等の購入費用 (※内装・外装工事、設備等で単価50万円(税抜)以上のものは、事業終了後も一定期間その処分が制限されます。) (※設備等で単価50万円(税抜)以上のものは、原則としてリース、レンタルで調達してください。) × 消耗品、中古品の購入費 × 不動産購入費 × 車両購入費 × 汎用性が高く、対象事業以外にも利用できる物品 (例：パソコン、カメラ、携帯電話等) やソフトウェアの購入費 	<p>(3) 設備費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗・事務所の開設に伴う内装・外装工事費 (※住居を兼ねる場合は店舗・事務所占有部分に係るもののみ) ○ 機械装置、工具、器具、備品等の購入費用 (※内装・外装工事、設備等で単価50万円(税抜)以上のものは、事業終了後も一定期間その処分が制限されます。) (※設備等で単価50万円(税抜)以上のものは、原則としてリース、レンタルで調達してください。) × 消耗品、中古品の購入費 × 不動産購入費 × 車両購入費 × 汎用性が高く、対象事業以外にも利用できる物品やソフトウェアの購入費 <u>(※ただし、支給対象事業において、以下の全ての事項に該当する場合は、対象経費となることがあります。)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産、制作、加工等の製商品やサービスの形成に必要不可欠であること</u> ・<u>地域課題の解決のために必要不可欠であること</u> ・<u>デジタル技術の活用に必要な不可欠であること</u> ・<u>支給対象事業に限定して使用することが明確であること</u>)

